

定 款

公益財団法人 河川財団

# 公益財団法人 河川財団 定款

## 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人河川財団と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を東京都中央区、大阪市及び名古屋市に置く。

2 この法人は、前項に定める事務所のほか、必要に応じ、従たる事務所を理事会の決議を経て、置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この法人は、河川に関する調査・研究及び環境整備並びに河川への理解を深めるための活動に対する助成並びにその実施を行うことにより、国土の利用、整備又は保全及び国民の心身の健全な発達を促進し、公共の福祉を増進することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 河川に関する下記の活動に対する助成及びその成果の普及

イ 調査・研究

ロ 水辺環境の向上及び水辺利用者の利便向上に寄与するための施設等の整備  
(以下「環境整備」という。)

ハ 水辺における体験活動等を通じて河川への理解を深めるとともに生命の尊さ、自然の大切さ等を学ぶ活動(以下「河川教育」という。)その他の河川への理解を深めるための活動

(2) 河川に関する下記の調査・研究及びその成果の普及

イ 健全な河川生態系の保全・再生に関する調査・研究

ロ 健全な水循環系の保全・再生に関する調査・研究

ハ 災害を防止するための調査・研究

ニ 良好な水辺利用を促進するための調査・研究

- (3) 河川教育の推進及び河川への理解を深めるための活動
  - (4) 水辺環境の向上及び住民の健康増進を図るための河川健康公園の運営
  - (5) 河川管理者の行う河川の維持管理に関する事業の受託
  - (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の事業を行うために不可欠なものとして、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

#### (河川基金)

第6条 この法人に、次の各号に掲げる事業の経費に充てるため、河川基金を設ける。

- (1) 河川に関する調査・研究に対する助成
- (2) 河川に関する環境整備に対する助成
- (3) 河川教育その他の河川への理解を深めるための活動に対する助成
- (4) 河川に関する調査・研究及び環境整備並びに河川への理解を深めるための活動でこの法人が行うものに要する経費の一部の支弁
- (5) その他前各号に掲げる事業に付帯する事業

2 河川基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に河川整備基金として記載された財産
- (2) 河川基金とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において河川基金に繰り入れることを決議した財産

3 河川基金の一部を処分しようとするとき及び河川基金から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

4 河川基金の維持及び処分に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める河川基金管理規程によるものとする。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(会計原則等)

第8条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

2 特定費用準備資金及び特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱については、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 事業計画書等については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算等)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類(以下この条において「財産目録等」という。)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 財産目録等については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後遅滞なく、法令で定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

（評議員の定数）

第13条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

- 2 評議員のうち1名を評議員会長とする。

（評議員の選任及び解任等）

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければな

らない。

(1) 各評議員について、次の事項に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次の事項に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
  - ①国の機関
  - ②地方公共団体
  - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会長は、評議員会において選任する。

（評議員の任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第16条 評議員に対して、各事業年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 評議員に対して、その職務を行うために必要な費用を支給することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産及び河川基金の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事

長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、評議員会の日の5日前までに、評議員に対して、書面で通知を発しなければならない。

(議 長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

- 2 評議員会長が欠けたとき又は事故があるときは、当該評議員会で互選された評議員がその職務を行う。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(WEB会議、電話会議及びテレビ会議による決議)

第23条の2 評議員の一部並びに全員が、WEB会議、電話会議及びテレビ会議により評議員会に出席し、評議員会を開催及び決議を行うことができる。

- 2 前項のWEB会議、電話会議及びテレビ会議により評議員会を開催する場合には、各評議員の音声は即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に意見表明が互いにできるようにしなければならない。



(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を採決する旨の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める評議員会運営規則による。

## 第6章 役員

(役員の設置)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち2名以内を業務執行理事(一般社団・財団法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事をいう。以下同じ。)とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 役員が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第34条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員

会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために必要な費用を支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第35条 この法人は、役員的一般社団・財団法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員(一般社団・財団法第198条において準用する同法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事及び同法第115条第1項に規定する外部監事をいう。)との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は10万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、書面で通知を発しなければならない。

(議 長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、当該理事会で互選された理事がその職務を行う。

(定足数)

第 40 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 41 条 理事会の決議は、この定款に別段に定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(WEB会議、電話会議及びテレビ会議による決議)

第 41 条の 2 理事及び監事の一部並びに全員が、WEB会議、電話会議及びテレビ会議により理事会に出席し、理事会を開催及び決議を行うことができる。

2 前項のWEB会議、電話会議及びテレビ会議により理事会を開催する場合には、各理事及び監事の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に意見表明が互いにできるようにしなければならない。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 30 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則によるものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、河川基金のうち所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄付金により造成された部分については国に贈与し、その他の部分については当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、河川基金のうち所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄付金により造成された部分については国に贈与し、その他の部分については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

### (委員会)

第50条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者の中から、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局等

### (事務局の設置)

第51条 この法人に事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局に、河川総合研究所を設ける。
- 5 前号に規定するもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (顧問及び研究顧問)

第52条 この法人に、任意の機関として、顧問及び研究顧問各2名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び研究顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問及び研究顧問は、理事会において選任する。
- 4 顧問は、この法人の運営に関する事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 5 研究顧問は、この法人の業務のうち調査研究の実施について指導及び助言する。
- 6 顧問及び研究顧問には、理事会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、顧問及び研究顧問に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 3 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 1 2 章 雑 則

(委 任)

第 5 4 条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は鈴木藤一郎とする。

附則

この定款は、平成 2 6 年 6 月 1 8 日から施行する。

附則

この定款は、平成 2 8 年 6 月 3 0 日から施行する。

附則

この定款は、令和 2 年 4 月 2 3 日から施行する